

## 「就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案」に対する意見

1. 意見提出状況  
提出件数 1件

## 2. 意見の概要及び意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>国の重要施策に用いられる基本的な統計調査の実査の民間開放には大きな問題があるので再考すべき。</p> <p>統計の正確性を確保するためには、回答に係る秘密の保護について最大限の配慮が必要であり、民間事業者に委託した場合には国民に十分な安心感を与えることが困難。民間委託により経費が安くなったとしても、統計の質が低下すれば得るものより失うものが大であるので、統計の効率化は他の手法によるべき。</p>	<p>統計行政の分野においても、民間事業者の創意と工夫を活用した業務の見直し・効率化、質の維持向上を図ることは重要な課題となっていることから、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）を踏まえ、調査実施部局として、有識者からなる「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の場などにおいて、統計の正確性及び信頼性等を確保しつつ民間事業者を活用する枠組みの構築に向けて検討を行い、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」（平成18年10月6日）を策定したところです。</p> <p>各調査の民間開放の枠組みについては、これらを踏まえ、さらに詳細にわたる検討を行っているところでありますが、平成19年度に調査時期が到来する就業構造基本調査については、これを民間開放の対象とすること等を内容とする調査計画を策定したところでもあるので、本省令において、当該調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合に必要となる規定の整備を行うものとしております。</p> <p>民間開放を進めるに当たっては、ご指摘のとおり、秘密の保護や調査の精度が担保される枠組みを構築する必要があると考えます。</p> <p>秘密の保護については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、市町村長が調査票の配布・収集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合には、特に、秘密の保護に関する事項を定めた契約を締結しなければならないこと等を統計法施行令において新たに定めることとしているものと承知しております。</p> <p>また、調査実施部局としても、調査の精度の確保等に支障をきたすことのないよう、事務処理要領の作成、仕様書の基準の策定等の環境整備を進めることとしております。</p> <p>この他にも、民間開放にあたって民間事業者がよるべき基準・条件の策定に向けて、秘密の保護や調査の精度の確保等が担保されるよう、制度所管部局とも連携して検討していくこととしております。</p>